第七条の次に次の一条を加える。

（貸金業規制法の適用除外）

第八条　法第三十二条の二第一号の主務省令で定めるところにより特定貸付債権を譲り受け、当該特定貸付債権を信託会社等に信託する場合は、貸金業者の貸付けに係る特定貸付債権を中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）が譲り受けること及び譲り受けた当該特定貸付債権を公庫が信託会社等に信託することについて、当該貸金業者が当該貸付けの契約を締結する際に当該特定貸付債権の債務者及び保証人の承諾を得た場合とする。

2　法第三十二条の二第二号の主務省令で定めるところにより特定貸付債権の債務の一部の保証を行う場合は、公庫が当該特定貸付債権の債務者及び保証人から委託を受けたものである場合とする。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（業務方法書の記載事項に関する経過措置）

第二条　法第二十一条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、第五条各号に掲げるもののほか、公庫が法附則第七項に規定する機械保険経過業務を行う場合には、次のとおりとする。

一　保険関係が成立する割賦販売契約（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号。以下「旧機械保険法」という。）第二条第一項に規定する割賦販売契約をいう。）及び購入資金借入保証契約（旧機械保険法第二条第二項に規定する購入資金借入保証契約をいう。）並びにリース契約（旧機械保険法第二条第三項に規定するリース契約をいう。）の範囲

二　保険事故

三　保険金額の保険価額に対する割合

四　保険料

五　保険金

六　第一号から第五号までに掲げるもののほか、機械保険経過業務に関し必要な事項

附　則

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

○財務省・経済産業省令第四号

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の施行に伴い、中小企業総合事業団の特定保険等業務に関する財務諸表等の閲覧期間に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成十六年六月三十日

財務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　中川　昭一

中小企業総合事業団の特定保険等業務に関する財務諸表等の閲覧期間に関する省令を廃止する省令

中小企業総合事業団の特定保険等業務に関する財務諸表等の閲覧期間に関する省令（平成十一年大蔵・通商産業省令第四号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

○財務省・経済産業省令第五号

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）第八条第二項の規定に基づき、破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

平成十六年六月三十日

財務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　中川　昭一

破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　保険関係が成立する保証の範囲

二　保険事故

三　保険金額の保険価額に対する割合

四　保険料

五　保険金

六　一から五に掲げるもののほか、保険に関し必要な事項

附　則

この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

○文部科学省令第三十六号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年六月三十日

文部科学大臣　河村　建夫

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二中「第五条別表第一及び別表第二並びに同法第六条別表第三から別表第八まで」を「別表第一から別表第八まで」に改める。

第一条の三中「第五条別表第一備考第二号」を「別表第一備考第二号」に改める。

第二条第一項、第三条、第四条及び第五条第一項中「第五条別表第一」を「別表第一」に改める。

第六条第一項中「第五条別表第一」を「別表第一」に改め、同項の表備考第七号中「ものとする」の下に「（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）」を加え、同表備考第九号中「及び第十条」を「、第十条及び第十条の四」に改め、同表備考第十七号中「第五条別表第一備考第九号」を「別表第一備考第九号」に改め、同条第二項中「第五条別表第一備考第六号」を「別表第一備考第六号」に改める。

第六条の二中「第五条別表第一」を「別表第一」に改める。

第七条第一項及び第二項中「第五条別表第一」を「別表第一」に改め、同条第三項中「第五条別表第一備考第六号」を「別表第一備考第六号」に改める。

第九条中「第五条別表第二」を「別表第二」に改める。

第十条の表以外の部分中「第五条別表第二」を「別表第二」に改め、同条の表備考第一号を削り、同表備考第二号中「第五条別表第二」を「別表第二」に改め、同号を同表備考第一号とし、同表中備考第三号を備考第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

四　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、教育課程に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、総合演習にあつては二単位まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

第十条の二中「第五条別表第二」を「別表第二」に改める。

第十条の四第一項中「及び第十条」を「、第十条、第十条の三及び第十条の四」に改め、同条第二項中「第五条別表第一又は別表第二」を「別表第一、別表第二又は別表第二の二」に改め、同条を第十条の七とする。

第十条の三第一項中「若しくは養護教諭の二種免許状」を「、養護教諭の二種免許状若しくは栄養教諭の二種免許状」に、「第五条別表第一又は別表第二」を「別表第一、別表第二又は別表第二の二」に改め、同条第二項中「又は養護に関する科目」を「、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目」に、「及び第十条」を「、第十条、第十条の三及び第十条の四」に改め、同条第三項中「第五条別表第一又は別表第二」を「別表第一、別表第二又は別表第二の二」に、「又は養護教諭の一種免許状」を「、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状」に、「同表第三欄」を「これらの別表の一種免許状に係る第三欄」に、「及び第十条」を「、第十条、第十条の三及び第十条の四」に改め、同条を第十条の六とする。